

(写)
28 西 監 第 164 号
平成 29 年 2 月 28 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西 東 京 市 議 会 議 長 小 幡 勝 己 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇
西 東 京 市 監 査 委 員 小 林 たつや

平成 28 年度定期 (工事) 監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期（工事）監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく
監査

第2 監査の対象

（仮称）ひばりが丘三丁目緑道公園整備工事

第3 監査対象部課

- 1 工事担当課 みどり環境部 みどり公園課
- 2 契約担当課 総務部 契約課

第4 監査の期間

平成28年9月30日から平成29年2月24日まで

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計及び施工等が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第6 工事の概要等

- 1 工 事 件 名 （仮称）ひばりが丘三丁目緑道公園整備工事
- 2 工 事 場 所 西東京市ひばりが丘三丁目2番先
- 3 工 期 平成28年8月2日から平成29年1月31日まで
- 4 契 約 金 額 71,064,000円（消費税等を含む）
- 5 施 工 業 者 新興産土木株式会社 西東京支店
- 6 工 事 概 要
基盤整備（敷地面積 約 2,600 m²） 一式
敷地造成工、撤去復旧工 各一式
植栽 一式
・高木植栽工 78本
・中木植栽工 211本
・低木植栽工 738株
・地被類植栽工 2,942鉢
・張芝工 964.2 m²

施設整備 一式
・給水設備工（給水管路 HIVP20 L=94.7m 等） 一式
・雨水排水設備工（浸透トレンチ 300×300×600 L=276.3m等） 一式
・汚水排水設備工（汚水管路 VUφ150 L=117.3m 等） 一式
・電気設備工（引込柱 1基、分電盤 1基、照明灯 8基 等） 一式
・園路広場整備工（インターロッキング舗装 590.9 m² 等） 一式
・施設整備工（遊具 3基、健康遊具 8基、サークルベンチ 1基、
スツール 8基 等） 一式

7 調査日 平成 28 年 12 月 20 日

第7 監査の着眼点

- 1 計画 (1) 工事の計画は妥当か。
(2) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- 2 設計・積算 (1) 設計・積算は、適法かつ合理的、経済的、効率的に行われているか。
(2) 事業目的に適合した設計になっているか。
(3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- 3 施工 (1) 施工は、設計に基づき的確に行われているか。
(2) 各種検査、材料試験等は、適正に行われているか。
(3) 工程、品質、安全等、監督は適正に行われているか。
- 4 事務手続等 (1) 工事契約は適正か。
(2) 工事の事務処理は適正か。

第8 監査の結果

監査の結果、本工事の計画、設計・積算、施工及び事務手続等は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、技術調査報告書における評価の概要は以下のとおりである。

1 総合評価

書類及び現場での調査の結果、良好であると評価する。

なお、今後植栽工及び仕上げ工が予定されており、余裕のある工程であるが、荒天等を考慮した施工管理を進め、無災害で竣工できることを期待する。

2 個別評価

- (1) 設計基準、資料等の整備状況及びその運用について
適用された基準等は、適正に整備され運用されていた。
- (2) 設計書（設計図書、仕様書、明細書）について
ア 設計は、工事目的、各種法令・基準、現場状況に適合していた。
イ 特記仕様書及び図面等は的確に作成されており、工法、使用材料、機械等の選定も適切であった。
- (3) 設計見積りについて
積算は、標準資料及び最新単価を使用して適正に実施されていた。
- (4) 工事施工計画及び各工種の工程について
ア 施工計画書は標準仕様書に基づき作成されていた。
イ 交通管理、環境対策及び現場作業環境の整備等については、適切に現場管理を実施していた。
- (5) 設計書と施工状況との対比について
設計書と現地施工の整合性は、適正であった。

(6) 各種検査、材料試験等の実施状況について

立会い検査及び材料確認は、適切に実施されていることを確認した。また、関係資料は適切に整備されていた。

(7) 契約締結までの手続きについて

ア 契約までの流れは、法令等を遵守し適正であることを確認した。

イ 書類は、いずれも適正であり、適切に整備されていることを確認した。